HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	熟議システム論による現代日本の熟議状況の分析 ： ヘイトスピーチを題材に
Author(s)	田中, 勲
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 32, 23-42
Issue Date	2021-04-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82415
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_tanaka.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Jimcts

熟議システム論による現代日本の熟議状況の分析
―ヘイトスピーチを題材に―

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　博士課程
田中　　勲

An analysis of the deliberative situation in modern Japan using deliberative system theory — Hate speech as a subject

TANAKA Isao

abstract

This paper analyzes the state of deliberative situation in Japan around hate speech using deliberative system theory in order to understand the degree of deliberative democracy permeating Japan. It explores how people's discourses resulted in the hate speech law (2016). To do so, it first categorizes the components of the deliberation system such as the media(ex. blogs and newspapers), civil activities(ex. counter demonstrations against hate speech demonstrations), politicians in response to public opinion, and parliamentary movements. By analyzing the relationship between these components and evaluating the deliberation system, this paper points out that deliberation may have been established in Japan in the course leading up to the passage of the hate speech law.

田中 勲 TANAKA Isao

1 はじめに

2016年5月24日に国会で可決・成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）は、日本で初めて制定されたヘイトスピーチに関する法律であり、「外国出身者およびその子孫に対するヘイトスピーチに特化した理念法」（師岡 2016）である。この法律の制定に至るまでの数年間にわたる様々な事件や活動、多数の主張や議論が、豊富な記録として残っている。ネット上でのヘイトスピーチに関する主張は、マスメディアが取り上げるよりもはるかに早く行われていたことも、当初与党自民党は「表現の自由」などを理由に立法に消極的だったことも、在特会の活動が社会に大きな影響を与えたことも、それ以外の多くの情報を今改めて検証をすることが可能である。概観すると、その中には多彩な意見の表出、選好の変容、コンセンサスの形成など、熟議的な現象が数多く含まれている。

ジョン･S･ドライゼクやジェーン･マンスブリッジらが牽引する議論によって、欧米では文化や政策、法律など幅広い分野との関連で熟議民主主義が議論されている（例えばBächtiger *et al*.(eds.) 2018）。理論的な議論が多い中、ベイベイ・タン、田村哲樹、バオガン・ホーアは制度、推進力、文化、熟議システムの面から中国と比較して、日本の熟議状況を分析するという試みを行っている（Tang, Tamura and He 2018）。日本文化が儒教の影響を受け非熟議的であるという指摘は非常に興味深いものの、その分析は時代も特定されておらず、社会全体の「空気」を論評する域を出ない。また熟議システムの理論を適用した分析も行っているが、抗議活動のような日本の非熟議的要素が熟議文化と融合する可能性を漠然と指摘するに留まっており、その議論は深まっていない。タンらの議論は、熟議的かどうか社会を分析する場合にも、ある一定の時代、または事象にフォーカスを絞る必要があることを示唆している。

タンらの分析にもあるように、日本社会は従来文化的に非熟議的だとされてきた。しかし、非熟議的要素も熟議的要素同様に、その役割や関連性を考慮する熟議システムの視点からは、日本社会が熟議的である場合があるのではないか。ヘイトスピーチ対策法成立過程の豊富な記録は、ネットでの一般の人々の議論がマスメディアや議会での議論に先行していたことを示しており、この記録を精査することで、人々の主張から国会の議論に至るまでの言説の様態を明らかにすることができる。従来の熟議システムによる社会の分析はタンらが行ったような概論に留まっており、法律成立過程のような具体的な世論から議会への「主張の流れ」を熟議システムで分析した研究は、まだ報告されていない。ゆえに、熟議的な現象を多く含むヘイトスピーチ対策法成立過程を熟議システムで分析・評価する本研究は、日本での熟議民主主義研究に貢献できると考える。

本稿は日本社会に熟議的な状況があることを示す目的のため、具体的な事例としてヘイトスピーチ対策法の成立の過程を取り上げ、ネット言論、マスメディアの報道、ヘイトデモ、反ヘイトデモ、国会議員、国会、地方自治体、国連などの要素を熟議システムの視点から分析する。その際、要素をドライゼクによる分類項目である「公共空間」と「決定権限を付与された空間」、そしてその2つを繋ぐ「伝導」などに分類し、各要素の役割と関係性を分析した上で、マンスブリッジの「機能の3条件」による評価を行う。社会の構成要素の役割、相互関係については、1. ヘイトデモのような非熟議的要素が、熟議システムの要素として作用し得ること、2. 特に非熟議的要素が民意を政治に伝える「伝導」の役割を果たす可能性があること、3. ネットでの言説が、国会での立法に影響を与え得ることに留意して分析を行う。

本稿では議論の端緒として、ヘイトスピーチ対策法が成立するまでの熟議プロセスの全体像をシステム論によって描き出すことと、その中でも特に人々の考えが交錯する「公共空間」の分析に重きを置いている。以下、第2節では現代社会における熟議の必要性と熟議の条件、熟議システム論の確認を行い、第3節ではヘイトスピーチの定義と日本でヘイトスピーチが広がっていった背景を述べる。第4節ではヘイトスピーチが拡大していく状況の中で人々の熟議がどのように行われていたかを、熟議システムに従って具体的なメディア、機関を取り上げながら分析し、ヘイトスピーチ対策法の成立過程を検証する。第5節ではこれらの分析・評価をまとめ、今後の課題を提示して締め括りとする。

2 現代における熟議の必要性と熟議システム論

この節では2つの角度から熟議民主主義の必要性を確認し、基本的な「熟議の条件」を検証した上で、熟議の構成要素ではなく社会全体を俯瞰できる熟議システム論を考察、社会の熟議状況を判断する方法を示す。

2.1 「第二の近代」と代表制民主主義からの熟議の必要性

ウルリヒ・ベックが主張する「第二の近代」（Beck 1986）により「個人化」が進展したが、この「個人化」に起因する問題を、宇野重規、田村哲樹、山崎望は詳細に検証している（宇野，田村，山崎 2011）。再帰的近代化の弊害として「個人の負担の増大」「私的問題と公的問題の媒介の消失」「異なる価値観の衝突」の3つを挙げ、熟議民主主義がこの弊害を軽減するとしている。個人化によって失われた「意味供給源」や「範型と形式」は、集合的に人々が関与するデモクラシーで判断、決定が行われることで補われ、個人の負担は軽減する。また「選好の変容」を前提とする熟議は、私的な問題を公的課題に結びつける可能性を持つ。さらに公式の場ではなく公共圏におけるデモクラシーでは、「選好の変容」で人は時間によって意見を変更し、敵対的な「衝

突」も変化する。これらは従来からの伝統が失われ再帰的に絶えず変化している現代社会において、人々が理性的に「選好の変容」を伴う「熟議」を行う必要性が増加していることの理論的な根拠付けとなっている（宇野，田村，山崎 2011：32-39）。

加えて、代表制民主主義がそもそも熟議を必要としているという早川誠の議論もある。代表制の根本的な意義は、民意の多様性に対応するために、民意から切り離した代表による政治的議論の場を設け、代表と市民の二重の討議の場で丁寧に民意を作っていくことであると早川は主張する（早川 2014）。この議論は公共圏の役割を重視するユルゲン･ハーバーマスの主張（Habermas 1996）の強力な裏付けとなるであろう。

これらの議論から「第二の近代」の中、代表制民主主義をとる日本では、熟議の重要性は増していると考えられる。熟議を推進するならば、まず今の日本社会がどれくらい「熟議的」であるのかを知る必要があると考える。

2.2　熟議の条件

日本社会の熟議度合いを測る方法を得るために、「どういう議論を行えば熟議と呼べるのか」を検討する。田村は熟議民主主義の議論を、「人々の間の理性的な熟慮と討議、すなわち熟議を通じて合意を形成することによって、集合的な問題解決を行おうとする民主主義の考え方」（田村 2008：2）という仮の定義からスタートする。田村の議論で重視されるのは「選好の変容」である。田村はデヴィッド・ミラーの議論（Miller 1992）から、熟議によって共通善を定め実現するためには、熟議自体を当初の選好が「「他者の観点を考慮に入れるように変容する過程」と見る視点が必要」（田村 2008：34）であるとする。また田村は、集合的意思決定の正統性の根拠も、ベルナール･マナンの議論（Manin 1987）から､個々人が前もって持っている意志ではなく、熟議による意志「形成」過程にあるとする。つまり「選好の変容」とそれによる「コンセンサスへの過程」が、国会や地方議会、ミニ・パブリックスなど社会の構成要素が「熟議的要素」であるかどうかの条件となる。

2.3　熟議システム論

非熟議的要素も熟議的要素同様にその役割や関連性を考慮して、社会全体の熟議度合いを捉えるアイデアが熟議システム論である。この論の主要な論者であるマンスブリッジらは、「システム」について以下のように定義する（Mansbridge *et al*. 2012：4）。

> ここでシステムとは、それぞれ異なっていて区別可能であるが、しかし相互に依存している部分の集まりを意味する。各部分はしばしば割り当てられた機能と分業形態を持っており、相まって複雑な全体系を構成するように結びつけられている。システムは（このような）分化と統合の両面を必要とする。システムであるためには、機能的な分業が必要であり、各部分は、他の部分が果たすことができないような形で作動する。同時にシステムには、相互に依存する関係性が必要であり、一つの構成

部分における変化が他の部分への変化をもたらすこととなる。[1]（筆者による和訳）。

マンスブリッジらの熟議システム論は、このようなシステムの概念の下、議会やミニ・パブリックスも含んだ制度上・非制度上のあらゆる社会的構成要素を、全体の相互作用で捉えていく試みである。

マンスブリッジらの熟議システム的なアプローチでは、社会全体としてその機能がどれだけ上手く実行されているかでシステムを評価している。マンスブリッジらは熟議システムの機能として、「認知的機能（epistemic function）」「倫理的機能（ethical function）」「民主的機能（democratic function）」を挙げている。「認知的機能」とは、事実と論理をベースとして検討の結果である選好や意見、決定を生み出し、それを人々に知らしめることであり、「倫理的機能」とは、市民の間の相互尊重を促進することである。これら2つにも関連する「民主的機能」とは、平等の観点に基づいて排除することなく、包括的に複数の人々の主張を取り込んでいることを指す。「熟議民主主義のすべての要求を一度に満たすことができる単一の機関はない[2]」（Mansbridge *et al.* 2012：25）（筆者による和訳）として、これらの機能評価は熟議システムの構成要素に対して行うものではなく、特定の分野を超えたシステム全体に対して行うものである。また専門家や抗議活動、党派的なメディアといった単一では熟議的ではない構成要素にも、システム全体の観点からのアプローチが可能になる。例えばデモや街頭スピーチなど、田村が主張する「ミクロな非熟議的実践」（田村 2017：122）も熟議システムの構成要素として考えることができるであろう。

自由民主主義を前提に熟議システムを考えたマンスブリッジらに対して、様々な政治形態の国家が議論を行う、世界的な規模の環境問題からのアプローチで研究を進めたドライゼクは、一つの熟議フォーラムの不備が他で補完される可能性からマンスブリッジらの熟議システム論を支持し、さらに政治形態に従属しない抽象化された熟議システムの構成要素の分類として表1の7つを提唱している（Stevenson and Dryzek 2014：27-29）。

►1 原文は以下。“A system here means a set of distinguishable, differentiated, but to some degree interdependent parts, often with distributed functions and a division of labour, connected in such a way as to form a complex whole. It requires both differentiation and integration among the parts. It requires some functional division of labour, so that some parts do work that others cannot do as well. And it requires some relational interdependence, so that a change in one component will bring about changes in some others.”

►2 原文は以下。“…no single institution can meet all of the demands of deliberative democracy at once.”

■表1　熟議システムの構成要素の7分類

1、私的領域（private sphere）：田村が「親密圏」、マンスブリッジが「日常会話」と呼ぶもの（Mansbridge 1999）が存在する場。
2、公共空間（public space）：ジャーナリストやブロガーなど様々な人々が、バーやカフェからネットまで、形式や公式、非公式関係なくコミュニケーションを行う場。
3、決定権限を付与された空間（empowered space）：立法府や内閣など中央政府機関、国際機関、各国政府間の国際協調などが含まれる。
4、（公共空間から決定権限を付与された空間への）伝導（transmission）：「公共空間」における熟議が「決定権限を付与された空間」に伝導される諸手段のこと。
5、説明責任（accountability）：「決定権限を付与された空間」が「公共空間」に応答すること。自由民主主義国家の立法府の場合は、選挙時に候補者・政党が国民に対して説明を行うことを指し、その事前の説明通りの立法府の決議には、正統性が与えられる。
6、メタ熟議（meta-deliberation）：熟議システムが自らを調べ、必要であれば改革を行うための能力を指す。
7、決定確定性（decisiveness）：上記6つの要素が実際に集合的な結果を決定する程度のこと。

※（Stevenson and Dryzek 2014：27-29）を参照して著者が作成

これらに分類することで、様々なメディアでの記事や市民活動など、従来の熟議に関する議論では考慮されなかった構成要素を熟議システムの中の一つとして考え、その役割や他との関連を明確化することができる。その役割や関連を踏まえて、熟議システム全体の機能をマンスブリッジらの「認知的機能」「倫理的機能」「民主的機能」という3つの視点から分析することによって、日本の熟議状況を熟議システム論の観点から評価することが可能になると考える。ドライゼクの7つの分類は様々な政治形態を想定しているため、「メタ熟議」「決定確定性」など政体自体を問うような「メタな」項目も設定されている。したがって、対象の種類によっては、分析に使用できない項目が存在すると考えられる。

3 日本におけるヘイトスピーチとこれに対する立法の背景

そもそもヘイトスピーチとは何か。この節ではヘイトスピーチの定義と、その根拠となる人種差別撤廃条約によって加盟国に求められている立法措置を確認する。また在特会がどのような変遷を経て活動を激化させていったのかを概観する。

3.1　ヘイトスピーチ関連立法に対する日本政府のスタンス

師岡康子は「ヘイト・スピーチとは、広義では、人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由

とする差別的表現であり、その中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する「差別、敵意又は暴力の煽動」（自由権規約二〇条）、「差別のあらゆる煽動」（人種差別撤廃条約四条本文）であり、表現による暴力、攻撃、迫害である。それらのうち、国際人権基準においては、悪質なものは刑事規制、悪質とまでいえないものは民事規制、そこまで至らないものは、法規制以外での抑制が要請されており、すべてが犯罪とされるわけではない」（師岡 2013：48）とする。

人種差別撤廃条約第4条によって、条約加盟国にはなんらかのヘイトスピーチの法的規制が求められおり、イギリスやドイツなど加盟国はこれを実現する法制定・法改正を行っている（師岡 2013：88, 104-105）。しかし日本はこの人種差別撤廃条約第4条a、bを留保している[3]。日本の留保に対して国連の人種差別撤廃委員会は、4条に基づく法律の制定を2001年、2010年、2014年と数回にわたって日本政府に勧告してきたが、2016年のヘイトスピーチ対策法まで、ヘイトスピーチに関する法律が日本で制定されることはなかった。

►3　理由は外務省「人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告（仮訳）（2000年1月）」のⅣ．第4条留保を参照。

3.2　在特会によるヘイトスピーチ

次節でも詳細に検討するが、日本においてヘイトスピーチが広く認知されるようになった要因は、在特会（在日特権を許さない市民の会）のデモである。この在特会の誕生については、安田浩一の著作が詳しい（安田 2012）。桜井誠を主宰として在特会が創設されるのは2007年1月である。桜井は2003年頃からネット掲示板や自身のブログで、「反韓国」「反在日」を訴える論客として知られていた。2005年1月の討論番組「ジェネジャン！」（日本テレビ）出演など、ネット以外のメディアへの露出で桜井の知名度は上がり、その結果「ネット言論界の「カリスマ」として地歩を固めていくことにな」った（安田 2012：39）。

ネットユーザーに保守的な思想を持つ人々が増える中、彼らに受け入れられやすい保守的な「歴史の真実」を語る桜井は徐々に支持者を増やし、2006年「東亜細亜問題研究会」を設立した。翌年、この研究会を発展的に解消させて創設されたのが在特会である。会の目的として「「在日特権」の廃止」、特に「特別永住資格の廃止」を掲げ、「他の外国人と平等に扱う」ことを名目上の目標として掲げてい」た（師岡 2013：5）。創設当時の会員数は500名だが、2013年10月には1万4000人にまで膨れ上がっている。創設以来、街宣やデモを繰り返し、数々の排外的な「事件」を引き起こしているが（表2参照）、2013年以前には、ほとんどマスメディアで報じられることはなかった。

2012年8月から頻発するようになった新大久保付近での在特会のデモでは、「「韓国人を絞め殺せ」「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ！」」（師岡 2013：2）など、韓国人、朝鮮人に対する「罵詈雑言」ともとれる言葉が拡声器で叫ばれていた。同様のデモは大阪の鶴橋地区でも行われ、ようやく2013年からマスメディアでも報道がされるようになった。

■表2　在特会関連の出来事

年月	出来事
2008年11月	東京都小平市朝鮮大学校前でデモ
2009年4月	カルデロン一家追放デモ[4]
2009年12月	京都朝鮮第一初級学校へ最初の街宣（京都事件）
2010年4月	在特会会員が徳島県教職員組合事務所に乱入（徳島事件）
2010年8月	京都事件で在特会メンバー4名が威力業務妨害罪などで逮捕
2010年9月	徳島事件で在特会メンバー7名が威力業務妨害罪などで逮捕
2011年1月	奈良県御所市の水平社博物館前で街宣
2011年8月～	フジテレビへのデモ
2012年8月～	新大久保界隈で頻繁に排外主義デモを実行

※（師岡，2013）より作成

3.3　デモからなぜ立法に至ったのか

政府与党は当初、表現の自由を主な理由として立法措置を拒否していたが、「選好の変容」とも解釈できる方針変更を行い、ヘイトスピーチ対策法が国会で成立した。この過程と在特会のヘイトデモの関連は明らかである。非熟議的要素であるヘイトデモはどのように国会決議へ影響を与え、そしてその過程は熟議的だったのか。次節ではドライゼクとマンスブリッジの理論を用いて、熟議システムの視点からこの過程を検証していく。

4　ヘイトスピーチ対策法成立までの日本の熟議状況

まず第2節で示したドライゼクが提唱する熟議システムの要素分類の7つの項目のうち、「公共空間」「決定権限を付与された空間」「伝導」「説明責任」の4つに日本におけるヘイトスピーチに関する様々な社会の構成要素を当てはめ、それぞれの項目において検証を行う。最後にそれらの項目が構成する熟議システム全体を考察、マンスブリッジらの「認知的機能」「倫理的機能」「民主的機能」の3つの視点からの分析によって、ヘイトスピーチ対策法を成立させた過程が「熟議的」であるかどうかを検討する。ドライゼクは7つの項目を挙げているが、その全てを今回の分析には使用しない。まず「私的領域」についてはデータを得ることができないので、考慮しない。また「決定確定性」「メタ熟議」についても、社会構造全体を一段上から検討する際に有用な項目であって、今回分析の対象となる「ヘイトスピーチ」という単独のトピックの分析には不要と考えた。

4.1　「公共空間」でのヘイトスピーチ議論

まず「公共空間」でのヘイトスピーチに関する議論を検証する。ここでは議論の概観を把握できるデータとして、BLOGOSと朝日新聞の2つのメディ

►4　在留資格なく日本で就労していたフィリピン出身のカルデロン一家への、家族を分断する法務省入国管理局の決定をマスメディアが批判的に報道。これに反応した在特会200人が「カルデロン一家をたたき出せ」と叫ぶデモを行った。

アを分析する。その意図は、人々の声をよりストレートに反映しやすいネットメディアと、旧来からのマスメディアという2方向からのヘイトスピーチの取り上げ方を見ることで、このテーマの議論が「公共空間」でどのように始まり、広まり、特定のフレームを形成したかを示すためである。

BLOGOSはLINE株式会社が2009年10月から運営している「ニュースまとめサイト」である。そのニュースソースは既存のマスメディアではなく、政治家、研究者、弁護士、経営者など多様な個人のブログである[5]。それぞれが自らの考えを表明しているが、イデオロギー的な偏重傾向が見られない。BLOGOSにこの10年間に掲載されたヘイトスピーチについての記事の分析で、「公共空間」での議論の概要を掴むことができると考える。

►5 https://blogos.com

キーワード検索機能を活用して「ヘイトスピーチ」という言葉が使用されている記事をBLOGOSで検索したところ、753本の記事がマッチした（期間は2010年1月～2019年12月）。ただこれらの記事の中には、単にヘイトスピーチという単語を使用している場合もある。各記事を確認してそのような「主張のないもの」は削除したところ、538本の記事が残った。これらの記事の月別本数をまとめたものが図1である。2010～2012年には本数が少なかったヘイトスピーチ関連の記事は、在特会への批判が盛んになった2013年に入るとその数を増し、総選挙が近づいた2014年11月に23本と最も多くの記事数を記録した。またヘイトスピーチ対策法が可決した2016年5月近辺にも多くの記事が出ている。

同様の分析を朝日新聞についても行った。マスメディアの代表として今回朝日新聞を取り上げた理由は、新聞はデータベースにより過去記事がきちんと残っていること、そして特に朝日新聞はヘイトスピーチに関する記事の量が豊富であることである。朝日新聞に掲載されたヘイトスピーチの言葉の入った記事は、2010年1月～2019年12月までに1519本、ここからBLOGOS同様に単に単語のみを使用している記事を削除すると872本となった。同様の検索を新聞発行部数日本一の読売新聞で行ったところ、ヘイトスピーチの言葉が入った記事は437本、関連性の低いものの削除を行った記事本数は343本と朝日新聞よりも大幅に減少した。そこで今回はサンプル数の多い朝日新聞のみで分析を行うこととした。朝日新聞の月別の本数をグラフにしたものが図2である。

■図1　BLOGOSのヘイトスピーチ関連記事月次本数推移

■図2　朝日新聞のヘイトスピーチ関連記事月次本数推移

特徴的なのは、2013年3月16日付の「「殺せ」連呼するデモ横行　言論の自由か、規制の対象か」という見出しの、在特会などが主催するデモからヘイトスピーチの定義、世界各国での対応にも触れる記事まで、朝日新聞がヘイトスピーチに関する報道を一切行っていないことである。その後はBLOGOS同様、総選挙のあった2014年12月に45本と最も多い記事が出され、さらに対策法が施行された2016年6月に36本と2番目のピークを築いている。

BLOGOSの538本の記事を内容別に8つに分類すると、その本数と全体に対するシェアは表3に示す結果となった。今回の分析で特に着目すべきは、後で内容分析を行う「ヘイトスピーチ対策法・対策条例」になるが、その他にもどのような言説が存在したかを概観するために、現状（「ヘイトデモ」「ヘイト発言・ヘイトクライム」）、対策（「ヘイトスピーチ対策法・対策条例」「公的機関によるヘイト政策」「市民による反ヘイト運動」「言論の自由に関する議論」）、原因分析（「ヘイト論」）、メディアとの関連（「メディアによる規制」）という4つの切り口から分類した。また、朝日新聞の記事に関しても同様に内容別の8つの分類を行い、その結果を表4に示した。

■表3　BLOGOS記事分類

分類項目	本数	シェア
ヘイトデモ	24本	4.5%
ヘイト発言・ヘイトクライム	86本	16.0%
ヘイトスピーチ対策法・対策条例	105本	19.5%
公的機関によるヘイト政策	44本	8.2%
市民による反ヘイト運動	28本	5.2%
ヘイト論	165本	30.7%
言論の自由に関する議論	24本	4.5%
メディアによる規制	61本	11.3%

■表4　朝日新聞記事分類

分類項目	本数	シェア
ヘイトデモ	15本	1.7%
ヘイト発言・ヘイトクライム	85本	9.7%
ヘイトスピーチ対策法・対策条例	206本	29.8%
公的機関によるヘイト政策	100本	11.5%
市民による反ヘイト運動	277本	31.8%
ヘイト論	103本	11.8%
言論の自由に関する議論	9本	1.0%
メディアによる規制	23本	2.6%

まず指摘できるのは、ヘイトスピーチ記事の初出がBLOGOSでは2010年10月であるのに対して、朝日新聞では2013年3月と、約2年半ものタイムラグがあることである。この間BLOGOSには40本の記事が掲載されており、マスメディアが取り上げる前から、「ヘイトスピーチ」という概念がネット上で使用されていたのは明らかである。ヘイトスピーチの種類もバラエティに富む。最も古い2010年4月18日付の木走正水の記事で、ヘイトスピーチとされたのは石原慎太郎東京都知事の発言であったが、例えば2011年3月20日付のマクレーン末子「フリースピーチvsヘイトスピーチ」が、2011年2月にアメリカ最高裁が下した、教会による同性愛兵士の葬儀へのヤジが表現の自由の範囲内であるとした判決を取り上げているなど、当初のネットでのヘイトスピーチ論議は幅広いものだった。2011年9月9日付の秋原葉月「「嫌いになったきっかけは特にない、でもとにかく嫌いたい」」は、この前月に行われた在特会によるフジテレビへの抗議デモを批判、2011年9月26日付の金明秀「片山さつき氏による見下げ果てた煽動」は、参議院議員の片山さつきによるツイートをヘイトスピーチであるとするものである。いずれにせよ論調はヘイトスピーチを「社会的に良くないもの」と位置付けて批判・論評しており、ネットではかなり早い段階から「ヘイトスピーチ＝悪」の空気が醸成されていたと思われる。

前節の通り、2008年頃からその動きを活発化させていた在特会について、2012年4月に、会員を丹念に取材した安田浩一のルポルタージュが出版された(安田 2012)。在特会によるデモと市民のカウンターデモの高まりを踏まえ、

ネットから2年半のタイムラグを経て、朝日新聞が報道を始めた。その後の記事の本数の「山」が、2014年8月の国連人種差別撤廃委員会の日本への勧告や、2014年12月の「京都事件」における在特会の敗訴確定と総選挙、そして2016年5月のヘイトスピーチ対策法成立のタイミングに来ているところは、BLOGOSでも朝日新聞でも同じである。しかし、BLOGOSでマスメディアよりも長い時間、量的に多くの「ヘイトスピーチに関する主張」が展開されていたことは明らかである。

ここまで「公共空間」の記事の量的な観点を中心とした分析を行ってきたが、特に「ヘイトスピーチ対策法、対策条例」関連記事について、ロバート・M・エントマン（Entman 2004）のフレーミング分析を応用した量的、質的な内容分析を行う。まず2013年2月～2016年6月の「ヘイトスピーチ対策法、対策条例」関連記事で、「主張」を含むものとして、朝日新聞からは社説と「声」と呼ばれる読者欄（これも投稿の選択に新聞社の意志がある）、これらに類する記者や識者の記事を取り上げた。選択した記事を「賛成」「反対」「中立」に分類したものが表5である。

反対がなくほとんどが賛成の朝日新聞[6]に対して、BLOGOSでは法案成立後まで、賛成、反対双方の意見が見られる。エントマンが主張する「実質的フレーミング」とは、1. 問題の定義、2. 問題の原因、3. 問題の道徳的判断、4. 問題の解決策のうち、少なくとも2つの基本的機能を遂行するものである（伊藤 2009）。これを基に、賛成が大半の朝日新聞の記事のメディアフレームを検討する。朝日新聞はヘイトスピーチの問題を「どう規制するか」と定義した上で、その原因として諸外国にはあるヘイトスピーチ規制法が日本にはないことを挙げる。道徳的にもヘイトスピーチを非難、さらに「表現の自由」は留保しながらも、問題解決策としての「規制の立法化」を高く評価している。

一方BLOGOSでの議論は、政治家、学者も参加してかなり盛んであり、全体の本数も多く、反対意見も賛成の約半分出されており、いくつかのフレームが競合している状態である。2013年2月19日付の秋原葉月「心底恥ずかしい憎悪犯罪（ヘイトクライム）の意図的な放置（1）」や2013年3月17日付の宮武嶺「極右の人種差別やヘイトスピーチ・ヘイトクライム（憎悪表現・憎悪犯罪）で東京オリンピック招致は失敗する」が、「在特会のデモの酷さ」を批判（道徳的判断）、さらに海外でのヘイトクライム規制法（原因）を例に出し、ヘイトスピーチ規制（定義）のための日本での規制法の早期制定（解決策）を主張していることが代表的だが、賛成意見のフレームは朝日新聞のメディアフレームとほぼ同じだ。反対者の意見はいくつかに分かれ、特別なフレームは形成していないように見える。一貫してヘイトスピーチの法的規制に反対している弁護士の猪野亨の主張は、「道徳的判断」は賛成者と同じだが、ヘイトスピーチ問題は社会の問題と「定義」とし、ネット右翼の発言同様「社会の歪み」が「原因」で、それ故に力で抑えることはできないとする。したがって「解決策」は社会の改革であり、規制法の導入は逆に警察など権力の肥大化を招くとして反対している。自民党の参議院議員である山田太郎も、ヘイトスピーチ規制法成立直後の2016年5月15日付の「ヘイトスピーチ規正法案への反対理由について」で、「定義」「道徳的判断」は賛成者と同じ

►6 読売新聞など論調の異なるマスメディアであれば、これとは異なる結果となる可能性もある。これは、朝日新聞のみを扱った本論文のひとつの限界である。

■表5　ヘイトスピーチ対策法、対策条例関連記事　月別推移（2013年2月～2016年6月）

●Blogos

年月	賛成	反対	中立	合計
2013年2月	3			3
2013年3月	3	1		4
2013年4月	3			3
2013年5月			1	1
2013年6月				0
2013年7月				0
2013年8月				0
2013年9月				0
2013年10月	1	1		2
2013年11月				0
2013年12月				0
2014年1月			1	1
2014年2月				0
2014年3月	1	1		2
2014年4月			2	2
2014年5月				0
2014年6月				0
2014年7月	1			1
2014年8月	1	3	2	6
2014年9月	1	3	1	5
2014年10月	5		1	6
2014年11月	3	1	1	5
2014年12月				0
2015年1月	2			2
2015年2月	0	1	1	2
2015年3月				0
2015年4月	1			1
2015年5月				0
2015年6月		1		1
2015年7月				0
2015年8月	12	1	1	14
2015年9月	1			1
2015年10月	1	1		2
2015年11月				0
2015年12月			1	1
2016年1月	2	2		4
2016年2月				0
2016年3月	2	1	1	4
2016年4月	4	1	1	6
2016年5月	4	3	1	8
2016年6月	0	3	0	3
合計	51	24	15	90

●朝日新聞（社説＆声関連のみ）

年月	賛成	反対	中立	合計
2013年2月				0
2013年3月				0
2013年4月				0
2013年5月				0
2013年6月				0
2013年7月			1	1
2013年8月				0
2013年9月	1			1
2013年10月	1			1
2013年11月				0
2013年12月				0
2014年1月				0
2014年2月				0
2014年3月				0
2014年4月				0
2014年5月				0
2014年6月				0
2014年7月	1		1	2
2014年8月	1			1
2014年9月	2		1	3
2014年10月				0
2014年11月	1			1
2014年12月	2			2
2015年1月				0
2015年2月				0
2015年3月	1			1
2015年4月				0
2015年5月				0
2015年6月				0
2015年7月				0
2015年8月				0
2015年9月	2			2
2015年10月	1			1
2015年11月				0
2015年12月				0
2016年1月	1		1	2
2016年2月				0
2016年3月				0
2016年4月	2			2
2016年5月	3			3
2016年6月	2			2
合計	21	0	4	25

だが、「原因」については特に指摘しておらず、「解決策」の規制法案については、ヘイトスピーチの定義が不明確であることが表現活動の萎縮を招くとして反対を表明している。比較すると、朝日新聞の一定のメディアフレームを踏まえた記事に対し、BLOGOSでは多角的な主張の記事の存在が確認できた。

BLOGOS、朝日新聞の2メディアのヘイトスピーチ関連記事の分析から以下のことが解明できた。1. ネットでは2009年頃からヘイトスピーチについて問題意識を持ち議論を始めており、「ヘイトスピーチ＝悪」のコンセンサスが醸成されていた、2. マスメディアによるヘイトスピーチ報道が始まるのは在特会の活動がかなり目に余るようになった2013年3月からだが、ネットでもそれ以降議論が増え、特に2013年～2014年12月といった立法論争の前の時期に、盛んにヘイトスピーチに関する議論が行われている、3. ヘイトスピーチ対策法・対策条例関連記事を分析すると、朝日新聞が明確な賛成側のフレームを持っていたのに対し、BLOGOSでは朝日新聞同様の賛成のフレームも観察できたが、反対に関しても様々な主張が行われていた。すなわち、ヘイトスピーチはまずネットで「悪いもの」とのコンセンサスを獲得したが、立法論については様々な議論が行われ、その後マスメディアがネットでの立法議論の中の一つのフレームを社のスタンスとして取り上げ、主張し続けた。このネットとマスメディアの記事双方が、読者や政治家に影響を及ぼしたと推測するものである。

4.2 「決定権限を付与された空間」でのヘイトスピーチ対応

次に政府、国会、地方自治体、そして国連といった、選挙や法律によって法律や政策の決定権限を付与されている機関でのヘイトスピーチに関する対応を検証する。時系列で並べると表6のようになる。

この「決定権限を付与された空間」で最初に重要な出来事は、2014年8月の国連・人権差別撤廃委員会による日本政府に対する勧告である。この勧告に後押しされて、全国の地方自治体議会で、「ヘイトスピーチ対策法を要望する意見書」が続々と可決されるようになった。このような対策法制定の機運が高まる中、2015年に民主党など超党派の議員によって「人種差別撤廃施策推進法案」が提出されたが、これは成立しなかった。さらにこの法案の議論を踏まえて、翌2016年の国会には自民党・公明党の議員から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が提出され、5月に成立している。またこれに先立ち、2016年1月大阪市が「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を可決している。つまり「決定権限を付与された空間」内で、国連勧告に呼応して対策法を要望する地方意見書が可決され、それが何らかの影響を与えて対策法案が成立したという因果関係があったと考える。

■表6　決定権限を付与されている機関の動き

年月	出来事
2014年7月	〈国連〉自由権規約委員会　日本政府報告審査における最終見解
2014年8月	**〈国連〉国連人種差別撤廃委員会　日本政府報告審査における最終見解**
2014年9月	〈地方自治体〉東京都国立市、ヘイトスピーチ対策の意見書を可決（以降2016年5月末までに300を超える意見書が地方議会で可決（師岡，2016））
2015年5月	**〈国会〉民主党など超党派の議員による「人種差別撤廃施策推進法案」国会に提出**
2016年1月	**〈地方自治体〉「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」可決**
2016年3月	〈政府〉ヘイトスピーチに関する実態調査報告書
2016年5月	**〈国会〉「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」成立（自民・公明の議員立法）**
2017年6月	〈政府〉外国人の人権に関する「外国人住民調査」
2018年8月	〈国連〉政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見
2018年10月	〈地方自治体〉「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」可決
2019年12月	〈地方自治体〉「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」可決。差別的言動に刑事罰

4.3　いかにヘイトスピーチ対策の必要性は「伝導」されたか

「公共空間」では早い段階からヘイトスピーチに対する危機が語られていたことは、BLOGOSと朝日新聞の分析より検証できた。ではそれがどのように「決定権限を付与された空間」と繋がれていったのであろうか。ネットでの議論、メディアの報道が政治家の目に触れて影響を与えたことは容易に推測できるが、それ以外の要素をBLOGOSと朝日新聞の記事で取り上げられた内容から具体的に検証する。

BLOGOSの記事で最初に対策法に触れたのは、2013年2月17日付の田中龍作「「韓国人出て行け」VS「民族差別は悲しい」 新大久保で応酬」で、「日本は国連人種差別撤廃条約（1965年）に加盟しているが、ヘイトスピーチを取り締まる国内法が存在しない」と指摘をしている。朝日新聞が最初にヘイトスピーチを扱った記事、2013年3月16日付の「「殺せ」連呼するデモ横行 言論の自由か、規制の対象か」では、「有田芳生氏（民主）、平山誠氏（みどり）ら有志国会議員による抗議集会が国会で開かれ、「日本でもヘイトスピーチ規制を議論すべきでは」との意見も相次いだ」と報じている。つまりまず在特会による新大久保界隈などでのヘイトデモがネット言論で問題視されるようになり、これへの対応として対策法の制定を求める声が、国会議員をも含んで大きくなってきた構造である。また師岡も「この院内集会を契機に、人種差別撤廃NGO ネットワーク、外国人人権法連絡会など、以前より反人種差別法を求めてきたNGOが国会議員アンケート、院内集会などさまざまな取り組みを行い、報道も活発化し、ヘイトスピーチ問題が法的には人種差別撤

廃条約上の義務の不履行の問題であるとの認識が広がった」（師岡 2016）と指摘している。つまり、非熟議的要素である「ヘイトデモ」が「決定権限を付与された空間」に大きな影響を与えたのである。

さらにこのヘイトデモが注目されるようになった2013年から行われた活動が、反ヘイトスピーチ活動である。朝日新聞の2013年8月10日付の「（インタビュー）ヘイトスピーチをたたく 「レイシストをしばき隊」野間易通さん」では、この年1月からネットで呼びかけて活動を開始したヘイトデモに対するカウンター行動団体の活動を報じている。また朝日新聞2013年9月25日付の「反ヘイトスピーチ団体結成「のりこえねっと」 在日コリアン･弁護士ら連携」では、「差別禁止法立法を求める運動や学習会、差別的サイト管理者への警告などの活動」を行う団体の結成を伝えている。民主党のヘイトスピーチ対策法案国会提出に尽力した参議院議員の有田芳生は、これらのカウンター活動を評価した上で立法の必要性を主張した（有田 2013）。カウンター活動も政治へ少なからぬ影響を与えたと考えられる。

裁判も「伝導」の役割を果たしている。2013年10月に、「京都朝鮮学校公園占有抗議事件」（京都事件）の民事訴訟において、京都地裁で原告である学校法人京都朝鮮学園が勝訴した。BLOGOSの2013年10月8日付の五十嵐仁「京都地裁がヘイトスピーチに賠償を命ずる初の画期的判決を出した」では、「その根拠とされたのが人種差別撤廃条約であるという点は重要」と指摘する。世の中の情勢を背景に条約を根拠にしたこの判決は、世論を踏まえた司法府から立法府への立法の要請である。判決も後々の国会の議論に影響を及ぼしたと思われる。

この2013年の様々な活動・出来事や、これらに関する議論、報道が翌2014年には政界に波及、4月には民主党の小川敏夫参議院議員を会長に、超党派の「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」が結成され、8月には自民党が平沢勝栄衆議院議員を座長にヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム結成、9月には公明党が遠山清彦衆議院議員を座長に、同じくヘイトスピーチ対策プロジェクトチームを立ち上げが行われるなど、ヘイトスピーチ問題は完全に政治の土俵に上がったと考えられる。

4.4 「説明責任」と国会審議での「選好の変容」、「コンセンサスへの過程」形成

「説明責任」とは、「決定権限を付与された空間」の「公共空間」への応答（Dryzek 2010：10-11）であり、このヘイトスピーチ対策法に関しては、この法案を可決した議員や所属する政党が、選挙にあたって事前に国民に対してどのような説明を行っていたかを指す。2016年5月のヘイトスピーチ対策法可決の直前の選挙は、2014年12月に行われた衆議院議員選挙である。この選挙で自民党は291と61.26%の議席を獲得するのだが、その投票前の11月に、NGOである外国人人権法連絡会が各政党に対して「ヘイト・スピーチ対策に関する政党アンケート」を行っている[7]（表7）。

►7 https://gjhr.net/2014/11/

回答を行った7政党のうち、自民党・公明党を含む6政党がヘイトスピーチ対策の必要性は認める一方で、何らかの立法に明確に賛成しているのは、民

主党、日本共産党、社会民主党の3党だけであった。自民党は「検討中」としているが、その理由として「表現の自由の観点から法規制については非常に難しいと認識しており、幅広い見地から検討を重ねていく」と従来の日本政府の見解に近い回答を行っている。しかし、結局選挙で勝利した自民党は、当初からヘイトスピーチ対策の必要を認め、法規制を明確に否定していない。自民党によるその後のヘイトスピーチ対策法の国会への提出、賛成という行動は、選挙前に国民に明らかにしていた考えとは、決して乖離はしていないのである。すなわち国会による国民への「説明責任」は果たされていたのであり、熟議システムの観点からこの法律の成立には正統性が与えられることになる。

■表7 「ヘイト・スピーチに関する政党アンケート」回答結果

政党名	ヘイトスピーチ対策の必要性	人種差別撤廃基本法等の制定
自由民主党	必要	検討中
公明党	必要	「賛成」「反対」のいずれでもない
民主党	必要	賛成
維新の党	必要	未確定
次世代の党	未確定	未確定
日本共産党	必要	賛成
社会民主党	必要	賛成
生活の党	無回答	
新党改革	無回答	

※外国人人権法連絡会　2014 年 11 月調べ

対策法成立の経緯を振り返ると、2015年に野党案が出され継続審議になるが、2016年に自民党・公明党から対案が出され、参議院法務委員会等での議論によって修正された上で、ヘイトスピーチ対策法は可決した。2014年の総選挙直前のアンケート時点では対策法制定に非常に慎重だった自民党・公明党が、野党側の意見を取り入れて「選好の変容」を行い、その彼らが提出した法案が与野党間の「コンセンサスへの過程」を経て、国会で可決したということである。2.2で検討した理論的な個別の熟議に関する条件から見て、この国会での審議は熟議的だと判断することができる。

4.5　熟議システムによる評価

本節では、まずドライゼクの分類である「公共空間」「決定権限を付与された空間」とそれらを結ぶ「伝導」の観点から、事例を用いて具体的にどのような議論があったかを検証してきた。ここで浮かび上がってきたのは、ヘイトスピーチ問題は政府やマスメディアなどが問題提起したものではなく、まずネットでそれに対する言説が作られ、一定の価値判断が行われていたというものであった。そこから数年のタイムラグがあり、「在特会」のヘイトデモという極端な事件をきっかけにようやくマスメディアに取り上げられるようになり、「公共空間」での議論が増加し、「決定権限を付与された空間」に主張が「伝導」されていった。またこの議論を背景にした反ヘイト活動や、人々

の主張を汲んだ京都地裁の判決も同様に「伝導」の役割を担い、政治に影響を与えたと考えられる。一方「決定権限を付与された空間」内でも、国連の勧告に端を発したヘイトスピーチ対策法を求める意見書の可決が地方議会で相次いだ。「公共空間」から「決定権限を付与された空間」で高まった立法化を求める動きは、国会での熟議的な議論を経て、ヘイトスピーチ対策法の成立に至っている。ドライゼクの熟議システム論の分類に当てはめて構成要素の関係性を見ることで、要素が緊密に影響しながら対策法成立に繋がった流れを把握できた。

その上で、マンスブリッジの3条件の機能を検討する。「認知的機能」の観点から重視されるのは、正しい情報を人々に知らしめることであるが、ヘイトスピーチの場合は少なくともネット上では2010年、マスメディアより3年も早く主張・議論が始まり、その知見をベースに2013年から一気に多くの人がその存在と問題点を知った。その間、ヘイトスピーチや在特会を扱った著作も出ており、ある程度の検証を経た「確かな」情報が人々に流れていったことは十分に推測できる。またヘイトスピーチに関する議論は、表7の政党アンケートでほぼ全ての政党が「対策は必要」と答えているように、ほとんどの人が無くすべきとする点でコンセンサスを持っているテーマである。このために相互尊重である「倫理的機能」は十分に働いていると考えられる。最後の「民主的機能」についても、ヘイトスピーチの議論開始から6年もの時間をかけ、特に2013年以降にはメディアだけではなく、カウンターデモを行う市民団体など多くの人々の意見が平等な扱いで「伝導」されていったことは、この節で検証した通りである。これらの全体的な評価から、日本のヘイトスピーチ対策法成立は熟議的な過程を経たと結論づけられる。

5 おわりに

本稿では、ヘイトスピーチ対策法成立の過程をドライゼクとマンスブリッジの理論で分析した。この結果、1. ヘイトデモといった非熟議的要素が政治に大きな影響を与えること、2. 反ヘイト運動、裁判所の判決などの非熟議的要素が「伝導」の役割を担い、民意を政治に伝える場合があること、3. ネットでの言説が立法に繋がる場合があることを明らかにし、熟議システムの観点からこの過程全体が熟議的であることを示した。これらによって、非熟議的要素も熟議的要素同様にその役割や関連性を考慮する熟議システムの視点からは、日本社会が熟議的である場合があることを確認することができた。

今後の課題は以下の通りである。本稿における「公共空間」のメディアや「伝導」を中心とした分析により、近年になって出現したネットでの言説が、ヘイトスピーチ対策法成立に大きな影響を与えたことはわかった。ただその影響が、マスメディア（本稿では朝日新聞）によって強調されたフレームによるものなのか、もっと異なるルート（例えばSNS自体を政治家が参照するなど）

かまでの解明は不十分であり、メディア以外の部分にも着目した検証が必要と思われる。本稿ではヘイトスピーチ対策法成立に至る全体像の把握に注力したために十分に触れることができなかった、国会内の議論の詳細も精査する必要があるであろう。また従来は世論を先導したとされるマスメディアが、今回の分析ではネットでの言説をリードしているとは言い難かったが、これは一つのマスメディア（朝日新聞）のみを取り上げたことが理由の可能性もある。読売新聞など他のマスメディアの分析を加えて、メディアとネット言説がどのように影響し合っているのかを考えていくのも、今後の研究課題である。さらに本稿では、日本社会に必要な熟議が、熟議システムの視点から特定のケースで行われていることを示すことができたが、同様のケースが他にもあるのかや、メタな視点から見た日本社会はどれくらい熟議的なのかという疑問も生まれた。他国との比較も含め、検証していく必要があると考える。

参考文献

有田芳生，2013，『ヘイトスピーチとたたかう！―日本版排外主義批判』岩波書店.

Bächtiger, André, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., 2018, *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press.

Beck, Ulrich, 1986, *RISIKOGESELLSCHAFT: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Berlin: Suhrkamp Verlag.（東廉監・伊藤美登里訳，1998，『危険社会―新しい近代への道』法政大学出版局.）

Dryzek, John S., 2010, *Foundations and Frontier of Deliberative Governance*, New York: Oxford University Press.

Entman, Robert M., 2003, *Projections of Power: Framing News, Public Opinion, and U.S. Foreign Policy (Studies in Communication, Media, and Public Opinion)*, Chicago: University of Chicago Press.

Habermas, Jürgen, 1996, *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Berlin: Suhrkamp Verlag.（高野昌行訳，2004，『他者の受容　多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局.）

早川誠，2014，『代表制という思想』風行舎.

伊藤高史，2009，「ロバート・M・エントマンのフレーム分析と「滝流れモデル」についての検討」『メディア･コミュニケーション』慶應義塾大学メディア･コミュニケーション研究所，59：141-155.

Manin, Bernard, 1987, "On Legitimacy and Political Deliberation," *Political Theory*, 15(3): 338-368.

Mansbridge, Jane, 1999, "Everyday Talk in the Deliberative System," Stephen Macedo ed., *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, New York: Oxford University Press, 211-239.

Mansbridge, Jane, James Bohman, Simone Chambers, Thomas Christiano, Archon Fung, John Parkinson, David F. Thompson, and Mark E. Warren, 2012, "A Systemic Approach to Deliberative Democracy," John Parkinson and Jane Mansbridge eds., *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, New York: Cambridge University Press.

Miller, David, 1992, "Deliberative Democracy and Social Choice," *Political Studies*, 40(1): 54-67.

師岡康子，2013，『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店.

――――，2016，「ヘイトスピーチの法規制をめぐる情勢について」『自治体から発信する人権政策』自治研作業委員会報告2016年10月：44-56.

Stevenson, Hayley and John S. Dryzek, 2014, *Democratizing Global Climate Governance*, New

York: Cambridge University Press.
田村哲樹，2008，『熟議の理由　民主主義の政治理論』勁草書房.
――――，2017，『熟議民主主義の困難』ナカニシヤ出版.
Tang, Beibei, Tetsuki Tamura and Baogang He, 2018, "Deliberative Democracy in East Asia Japan and China," André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 791-804
宇野重規・田村哲樹・山崎望，2011，『デモクラシーの擁護―再帰化する現代社会で―』ナカニシヤ出版.
安田浩一，2012，『ネットと愛国』講談社.

（令和2年11月6日受理、令和3年2月19日採択）

田中　勲
TANAKA Isao